

岩手県医療局管理規程第4号

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月29日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程

医療局臨時職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>医療局臨時職員就業規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 医療局に勤務する臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員を除く</u>。以下「<u>臨時職員</u>」という。）の就業に関しては、この規程の定めるところによる。</p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p>(任用期間の終了)</p> <p>第3条 <u>臨時職員</u>の任用は、任用通知書に定める期間の満了により終了するものとする。この場合において、解雇の予告義務はないものとする。</p> <p>(服務)</p> <p>第4条 <u>臨時職員</u>の服務については、医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号。以下「<u>企業職員就業規則</u>」という。）<u>第2条、第4条から第17条まで</u>（第8条にあつては、<u>非常勤の職員を除く</u>。）、<u>第17条の4（非常勤の職員を除く）</u>、<u>第17条の5、第17条の9（第17条の13において準用する場合を含む）</u>、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第5条 <u>臨時職員</u>の勤務時間は、<u>非常勤の職員を除き企業職員就業規則第23条、第23条の2、第24条第1項及び第3項並びに第25条から第30条までの規定を準用するほか、任用通知書に定めるところによる</u>。</p> <p>2 <u>非常勤の職員</u>の勤務時間は、1日につき7時間45分（特別の形態によって勤務する必要があるものにあつては、勤務に割り振られる勤務時間1回につき15時間30分）を超えない範囲内で、かつ、1週間につき<u>29時間（看護、給食及びボイラ</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>医療局会計年度任用職員等就業規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 医療局に勤務する臨時又は非常勤の職員のうち、<u>会計年度任用職員等</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第22条の2第1項</u>に規定する<u>会計年度任用職員である者</u>（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）及び<u>第22条の3第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員である者</u>（以下「<u>臨時的任用職員</u>」という。）をいう。以下「<u>会計年度任用職員等</u>」という。）の就業に関しては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(任用期間の終了)</p> <p>第2条 <u>会計年度任用職員等</u>の任用は、任用通知書に定める期間の満了により終了するものとする。この場合において、解雇の予告義務はないものとする。</p> <p>(服務)</p> <p>第3条 <u>会計年度任用職員等</u>の服務については、医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号。以下「<u>企業職員就業規則</u>」という。）<u>第2条から第17条の2まで</u>（第8条にあつては、<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である者</u>（以下「<u>第1号会計年度任用職員</u>」という。）を除き、<u>第17条の2</u>にあつては、<u>会計年度任用職員に限る</u>。）、<u>第17条の4から第17条の13まで</u>、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第4条 <u>会計年度任用職員等</u>（<u>第1号会計年度任用職員を除く</u>。）の勤務時間は、<u>企業職員就業規則第23条第1項、第4項及び第5項、第23条の2、第24条第1項及び第3項並びに第25条から第30条までの規定を準用するほか、任用通知書に定めるところによる</u>。</p> <p>2 <u>第1号会計年度任用職員</u>の勤務時間は、1日につき7時間45分（特別の形態によって勤務する必要があるものにあつては、勤務に割り振られる勤務時間1回につき15時間30分）を超えない範囲内で、かつ、1週間につき<u>35時間</u>を超えない範</p>

一の職種にあっては、35時間を超えない範囲内で、病院長（本庁にあっては、医療局長）が定めるものとし、前項の趣旨に沿ってあらかじめ任用通知書に明示するものとする。

（年次休暇）

第6条 臨時職員には、別に定める基準により年次有給休暇を与える。

（病気休暇）

第7条 臨時職員には、別に定める基準により有給の病気休暇を与える。

（特別休暇）

第8条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第5号まで、第14号又は第18号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。ただし、第7号の場合における特別休暇の期間は、5日の範囲内の期間とする。

（1）地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、臨時職員が勤務しないことが相当であると認められるとき

ア 臨時職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 臨時職員及び当該臨時職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

（2） [略]

（3）地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、臨時職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

（4）・（5） [略]

圏内で、病院長（本庁にあっては、医療局長）が定めるものとし、前項の趣旨に沿ってあらかじめ任用通知書に明示するものとする。

（年次休暇）

第5条 会計年度任用職員には、別に定める基準により年次有給休暇を与える。

2 臨時的任用職員には、企業職員就業規則の適用を受ける職員（以下「企業職員就業規則適用職員」という。）の例により、年次有給休暇を与える。

（病気休暇）

第6条 会計年度任用職員には、別に定める基準により有給又は無給の病気休暇を与える。

2 臨時的任用職員には、企業職員就業規則適用職員の例により、病気休暇を与える。

（特別休暇）

第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第5号まで、第9号から第11号まで、第14号及び第18号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。

（1）地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

（2） [略]

（3）地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

（4）・（5） [略]

（6） 会計年度任用職員が、企業職員就業規則第34条第9号に規定する子等（以下この号において「子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は同号に規定する養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話をを行うことをいう。）

(6) [略]

(7) 臨時職員の結婚の場合

2 前項に定めるもののほか、医療局長が別に定める臨時職員には、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、別に定める基準により、特別休暇として有給休暇を与える。

3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第9号から第11号まで、第15号から第17号まで又は第24号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。

(1) 臨時職員の出産の場合

(2) 臨時職員が、企業職員就業規則第34条第9号に規定する子等（以下この号において「子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は同条第9号に規定する養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の医療局長が定める世話をを行う臨

のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(7) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の医療局長が定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの（当該会計年度任用職員と同居している者に限る。）

(8) 女性である会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が労働基準法（昭和22年法律第49号）第68条に規定する休暇を請求した場合

(9) [略]

(10) 会計年度任用職員の結婚の場合

2 前項に定めるもののほか、医療局長が別に定める会計年度任用職員には、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、別に定める基準により、特別休暇として有給休暇を与える。

3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第8号、第12号、第13号、第15号から第17号まで、第19号から第21号まで、第24号及び第25号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。

(1) 会計年度任用職員の出産の場合

(2) 会計年度任用職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該会計年度任用職員の介助が必要と認められるとき。

(3) 父、母、配偶者又は子の祭日（父、母、配偶者又は子の死亡後別に定める年数内に限る。）の場合

時職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 臨時職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び臨時職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの（当該職員と同居している者に限る。）

(4) 女性である臨時職員（以下「女性職員」という。）が労働基準法（昭和22年法律第49号）第68条に規定する休暇を請求した場合

(5) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合

(6)・(7) [略]

(8) 臨時職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しよ}血幹細胞移植のための末梢^{しよ}血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（企業職員就業規則第17条の2第2項第1号に規定する子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢^{しよ}血幹細胞移植のため末梢^{しよ}血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

(4) 会計年度任用職員の予防接種又は健康診断の場合（法律又は医療局長の定めるところによる場合に限る。）

(5) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合

(6)・(7) [略]

(8) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難である場合（前条の病気休暇に該当する場合を除く。）

(9) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

(10) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

(11) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しよ}血幹細胞移植のための末梢^{しよ}血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（企業職員就業規則第17条の2第2項第1号に規定する子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢^{しよ}血幹細胞移植のため末梢^{しよ}血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

(12) 会計年度任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。

4 前項に定めるもののほか、臨時職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性である臨時職員（以下「男性職員」という。）にあつては、その子の当該男性職員以外の親（企業職員就業規則第34条第7号に規定する親をいう。以下この号において同じ。）が当該子を育てることができる場合を除く。）には、1日2回それぞれ30分（男性職員にあつては、その子の当該男性職員以外の親が当該男性職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は同法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合には、1日2回それぞれ30分から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間）の無給休暇を与える。

（介護休暇）

第8条の2 臨時職員に対しては、企業職員就業規則第35条第1項に規定する介護休暇に準じて無給休暇を与える。ただし、介護休暇の期間は、医療局長が定める期間とする。

（介護時間）

第8条の3 臨時職員に対しては、企業職員就業規則第35条の3第1項に規定する介護時間に準じて無給休暇を与える。ただし、介護時間の期間は、医療局長が定める期間とする。

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて別に定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 国、地方公共団体又は公共的団体等で別に定めるものが行う事業に係る環境の保全又は文化若しくはスポーツの振興を図るための活動で別に定めるもの

4 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性である会計年度任用職員（以下「男性職員」という。）にあつては、その子の当該男性職員以外の親（企業職員就業規則第34条第7号に規定する親をいう。以下この項において同じ。）が当該子を育てることができる場合を除く。）には、1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあつては、その子の当該男性職員以外の親が当該男性職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は同法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合には、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）の無給休暇を与える。

5 臨時的任用職員には、企業職員就業規則適用職員の例により、特別休暇を与える。

（介護休暇及び介護時間）

第8条 会計年度任用職員に対しては、別に定める基準により無給の介護休暇及び介護時間を与える。

2 臨時的任用職員に対しては、企業職員就業規則適用職員の例により、介護休暇及び介護時間を与える。

(給与等)

第9条 臨時職員に対しては、医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）第18条及び医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）第8条の定めるところにより給与を支給する。

(旅費)

第10条 臨時職員が公務のため出張を命じられた場合には、企業職員就業規則第40条に定める職員に支給されることとされている職相当の額を限度として、その出張に要した費用を弁償する。

(被服の貸与)

第11条 臨時職員に対する被服の貸与は、医療局職員被服貸与規程（昭和33年岩手県医療局管理規程第10号）の定めるところによる。

(安全及び衛生)

第12条 職員の安全及び衛生については、企業職員就業規則第42条の規定を準用する。

(業務上の災害補償等)

第13条 臨時職員が業務上負傷し、病気にかかり、障害の状態となり、又は死亡したときは、労働基準法に定めるところにより災害補償を行う。

2 臨時職員が業務上負傷し、又は病気にかかった場合は、その療養に必要と認められる期間の無給休暇を与える。

(給与等)

第9条 会計年度任用職員等に対しては、医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）第19条及び医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）第8条に定めるところにより給与等を支給する。

(退職年金等)

第10条 会計年度任用職員等（第1号会計年度任用職員を除く。）が退職した場合には、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところにより、長期給付として退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金及び通算遺族年金が支給される。

(旅費)

第11条 会計年度任用職員等（第1号会計年度任用職員を除く。）が公務のため出張を命じられた場合には、企業職員就業規則適用職員の例により旅費を支給する。

2 第1号会計年度任用職員が公務のため出張を命じられた場合には、企業職員就業規則第40条に定める職員に支給されることとされている職相当の額を限度として、その出張に要した費用を弁償する。

(被服の貸与)

第12条 会計年度任用職員等に対する被服の貸与は、医療局職員被服貸与規程（昭和33年岩手県医療局管理規程第10号）に定めるところによる。

(安全及び衛生)

第13条 会計年度任用職員等の安全及び衛生については、企業職員就業規則第42条の規定を準用する。

(業務上の災害補償等)

第14条 会計年度任用職員等が業務上負傷し、病気にかかり、障害の状態となり、又は死亡したときは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は労働基準法に定めるところにより災害補償を行う。

2 会計年度任用職員等が業務上負傷し、又は病気にかかった場合は、その療養に必要と認められる期間の無給休暇を与える。

(業務外の傷病給付)

第15条 会計年度任用職員等（第1号会計年度任用職員を除く。）が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、休業し、若しくは災害を受け、又はその被扶養者が病気にかかり、負傷し、出産し若しくは死亡したときは、地方公務員等共済組

<p>(保険制度)</p> <p><u>第14条</u> <u>臨時職員</u>には、その任用の態様に応じて、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）の1又は2以上に加入させる。</p> <p>(分限、懲戒及び訓告)</p> <p><u>第15条</u> <u>臨時職員</u>に対する分限、懲戒及び訓告については、企業職員就業規則第49条から第53条までの規定を準用する。</p>	<p><u>法の定めるところにより、給付がなされる。</u></p> <p>(研修)</p> <p><u>第16条</u> <u>会計年度任用職員等</u>に対しては、その勤務能率の発揮及び増進のために、別に定めるところにより研修を実施する。</p> <p>(保険制度)</p> <p><u>第17条</u> <u>会計年度任用職員等</u>には、その任用の態様に応じて、<u>地方公務員等共済組合法</u>、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）の1又は2以上に加入させる。</p> <p>(分限、懲戒及び訓告)</p> <p><u>第18条</u> <u>会計年度任用職員</u>に対する分限、懲戒及び訓告については、企業職員就業規則第49条、<u>第50条及び第51条</u>から第53条までの規定を準用する。</p> <p>2 <u>臨時的任用職員</u>に対する懲戒及び訓告については、<u>企業職員就業規則第51条から第53条</u>までの規定を準用する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第19条</u> この規程に定めるもののほか、<u>会計年度任用職員</u>の就業に関し必要な事項は、<u>会計年度任用職員</u>の給与等に関する<u>条例（平成31年岩手県条例第6号）</u>の適用を受ける職員<u>の例による。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。